

国連南スーダン共和国ミッション

United Nations Mission in the Republic of South Sudan (UNMISS)

《 概 要 》

2021年8月

1 設立年月	2011年7月
2 設立決議	安保理決議第1996号 (2011年)
3 展開場所	南スーダン
4 本部所在地	ジュバ(首都)
5 事務総長特別代表	ニコラス・ヘイソム(南アフリカ)
軍事司令官	ティナイカー中将(インド)
6 活動期限	2022年3月15日 (安保理決議第2567号(2021年))
7 予算	11億1,563万ドル(2021年7月~2022年6月)
8 経緯	



- (1) スーダンでは、1983年以降、スーダン政府とスーダン人民解放運動・軍(SPLM/A)との間で20年以上にわたって、資源、権力、宗教、民族自治等をめぐり戦闘が続いていたが、2005年1月、両者はスーダン南部における一定の自治権、より公平な経済的資源の配分等について定める南北包括和平合意(CPA)に署名した。同年3月、安保理は決議第1590号を採択し、CPA履行の支援等を任務とする国連スーダン・ミッション(UNMIS)を設立した。
- (2) 2011年1月、CPA履行の一環として、南部スーダンの分離・独立の是非を問う住民投票が実施され、約99%が南部スーダンのスーダンからの分離を支持する結果となった。同年2月、スーダン政府はこの結果を受け入れ、同年7月9日に南スーダン共和国が独立した。
- (3) 国連安保理は、南スーダンに平和の定着と安定をもたらす、同国が効果的かつ民主的に国内を統治し、近隣国と良好な関係を確立する能力を強化することが必要であることから、決議第1996号を採択し、同日付で国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)を設立した。
- (4) 2013年12月、政治指導者間の政治的争いと、引き続き起こった暴力に起因して急激に悪化した南スーダンの治安と人道危機を受け、他のPKOミッションから要員を転用することでUNMISS部隊を一時的に増強することを決定する安保理決議第2132号が全会一致で採択された。
- (5) 2014年3月、国連事務総長は混乱の長期化を受け、要員の上限引き上げを少なくとも今後12か月間継続すべきとの報告を発表した。また、当面UNMISSの活動を平和構築、国家建設及び国家の機能強化から変更することとし、その焦点を文民の保護、人権保護及び人道支援のための環境構築とすることを提案した。この報告を受けて、同年5月、部隊人員及び警察要員の上限引き上げの継続とマンデートの変更等を内容とする安保理決議第2155号が全会一致で採択された。
- (6) 2015年8月、IGAD(政府間開発機構)及び関係諸国等による調停の下で、南スーダンにおける衝突の解決に関する合意文書(以下、「合意」)が署名された。当該合意を受けて、同年10月安保理決議2241号が採択された。同年12月には、UNMISSのマンデートを延長すること等を内容とする安保理決議2252号が採択された。
- (7) 2016年7月、ジュバ市内の治安情勢が急激に悪化し、キール大統領派(SPLM主流派)とマシャール第1副大統領派(反主流派)との間で衝突が発生し、その後、両派の兵士に敵対行為停止

命令が出された。同年8月、国連安保理は、ジュバ市内の治安の改善等を目的に、新たに地域保護部隊(約4,000名)を創設すること等を内容とする安保理決議2304号を採択し、安保理決議2252号で定めたマンデートを同年12月15日まで延長することを決定した。

- (8) 上記7月の衝突事案に関連し、オンディエキ軍事部内司令官(ケニア出身)が解任された。UNMISSに1,000名を超える要員を派遣するケニア政府は、これに強く異を唱えUNMISSからの部隊撤収を決定した。
- (9) 2017年3月、日本政府は、11次にわたり派遣してきた施設隊の活動終了を決定、同年5月末をもって撤収を完了した(司令部要員の派遣は継続)。
- (10) 2018年9月、キール大統領及びマシャール前第1副大統領を含む関係者は、「再活性化された衝突解決合意」に署名。2020年2月、南スーダンの首都ジュバにおいて、国民統一暫定政府が設立された。
- (11) 2021年3月、安保理は、マンデートの延長を決定する決議第2567号を採択した。

9 任務(安保理決議第2567号)

- (1) 文民保護
- (2) 人道支援実施に資する環境作り
- (3) 「再活性化された合意」及び和平プロセスの履行支援
- (4) 国際人道法違反及び人権侵害に関する監視、調査及び報告

10 地域保護部隊の任務(安保理決議第2304号)

以下を行うための、全ての必要な手段(必要な場合の強固な行動の実施・積極的な巡回を含む)をとる権限が与えられた。

- (1) ジュバ内外又は周辺における安全かつ自由な移動のための環境作り
- (2) 空港が操業可能な状況を維持するための空港の防衛、及び事務総長特別代表によって認定される、ジュバ市民の福利のために不可欠な主要施設の保護
- (3) 国連文民保護サイトその他の国連施設、国連職員、人道支援関係者、又は文民に対する攻撃を計画していると確信できる、又は、攻撃を実施するいかなる主体に対して、直ちにかつ効果的に対処すること

11 派遣規模

- (1) 軍事・警察要員(計16,570名) ※2021年5月31日時点
 - ・警察要員(個人): 518名 ・警察部隊要員: 1,147名
 - ・軍事要員(個人): 635名 ・軍事部隊要員: 14,270名
- (2) 文民要員(計2,663名) ※2021年5月31日時点
 - ・国際文民要員: 854名 ・現地文民要員: 1,414名
- (3) 国連ボランティア(計395名) ※2021年5月31日時点

12 要員派遣国 ※2021年5月31日時点

ルワンダ、インド、エチオピア、ネパール、バングラデシュなど計72か国

(詳細: 国連DPO要員派遣国統計

<https://peacekeeping.un.org/en/troop-and-police-contributors>)

13 犠牲者数 ※2021年7月31日時点

99名(事故: 17名、病気: 56名、悪意ある行為: 14名、その他: 12名)

14 我が国の要員派遣 ※2021年8月時点

(1)司令部要員 4名(2011年11月から派遣中)

(2)施設部隊 第1次～第11次隊(各約350名)(2012年1月～2017年5月)

(参照:国連DPO UNMISSウェブサイト <https://unmiss.unmissions.org/>)